

海上保安庁海洋情報部における研究活動上の不正行為への対応等に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、海上保安庁海洋情報部（以下「当部」という。）における、海上保安庁海洋情報部研究実施細則（平成7年3月24日保水企第70号）第6条に基づき、運営委員会が選定する研究活動（以下「研究活動」という。）上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合に適正かつ厳正に対応するための措置について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 研究資金 国土交通省の予算、海上保安庁の予算並びに省庁又は省庁が所管する独立行政法人が公募手続きにより配分又は措置する研究活動を行うための資金をいう。

(2) 研究者 海上保安庁に雇用されて研究活動に従事している者をいう。

(3) 研究者等 前項に規定する研究者及び当部の施設又は設備を利用して研究に携わる者をいう。

(4) 不正行為 研究資金による研究活動において故意又は研究に携わる者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、投稿論文等発表された研究成果の中に示されたデータ及び調査結果等において、なされる次号から第6号に掲げる行為及び証拠隠滅又は立証妨害をいう。

(5) ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

(6) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。

(7) 盗用 他の研究に携わった者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究に携わった者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。

(8) 資金配分機関 国土交通省、海上保安庁並びに公募手続きにより研究活動を行うための資金を配分する省庁又は省庁が所管する独立行政法人をいう。

(9) 研究倫理教育 組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化や、研究者に求められる行動規範を習得等させるための教育をいう。

(研究者の責務)

第3条 科学研究においては、自らが計画を立案、実施し、観察データを分析・評価して、研究成果を公表することから、研究者は自らの研究活動に責任を負うものであり、誇り高い倫理性を保持し、別途定める行動規範に従い研究活動に従事しなければならない。

2 研究者は、研究倫理教育を受講しなければならない。

3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察ノート、研究データその他の研究資料を一定期間適切に保存・管理し、開示必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 不正行為防止のための体制

(最高管理責任者)

第4条 海洋情報部長は、当部における不正行為への対応及び不正行為の防止等に関し最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(総括責任者)

第5条 総務部参事官は、当部における研究倫理向上、不正行為への対応及び不正行為の防止等に関し当部全体を総括する権限と責任を有する者（以下「総括責任者」という。）として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 最高管理責任者は、当部における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、技術・国際課長をもって充てる。

2 研究倫理責任者は、研究者に対し、研究倫理教育を定期的に行わなければならない。

第3章 通報の受付

(受付窓口の設置)

第7条 不正行為に関する通報又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、技術・国際課に通報又は相談を受付ける受付窓口（以下「受付窓口」とい

う。)を置く。

(通報の受付体制)

第8条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談等により、受付窓口に対して通報を行うことができる。

- 2 原則として、通報は、顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者等の氏名及び不正行為の態様等の事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。
- 3 受付窓口の職員は、匿名による通報について、必要と認める場合には、総括責任者と協議の上、これを受付けることができる。
- 4 受付窓口の職員は、通報を受付けたときは、速やかに、最高管理責任者及び総括責任者に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、通報を受付けた旨を当該通報に係る資金配分機関に報告するものとする。
- 6 受付窓口の職員は、通報が郵便等により行われ、当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知りえない場合には、通報が匿名によるときを除き、通報者に受け付けたか否かを通知するものとする。
- 7 新聞等の報道機関又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（不正行為を行ったとする研究者等及び不正行為の態様等の事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理的理由が示されている場合に限る。）は、受付窓口の職員は、これを匿名の通報に準じて取り扱いをすることができる。
- 8 通報が、被通報者が他機関で行った研究活動である場合は、受付窓口の職員は、当該通報を当該他機関に通知し、当該事案の取扱い等必要な事項について協議する。
- 9 受付窓口の職員は、通報を他機関から受けた場合は、通報があったときに準じた取扱いをする。

(通報の相談)

第9条 不正行為があると思料する者で、通報の是非や手続きについて疑問がある者は、受付窓口に対して相談をすることができる。

- 2 受付窓口の職員は、通報の意思を明示しない相談があった場合には、その内容を確認して、相当の理由があると認めるときは、相談者に対して通報の意思があるか否か確認するものとする。
- 3 前項に規定する場合において、相談者から通報の意思表示がなされないと

きにも、匿名の通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。

- 4 相談の内容が、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという相談である場合には、受付窓口の職員は、その内容を確認し、その旨を最高管理責任者及び総括責任者に報告する。
- 5 前項の規定による報告があった場合において、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当な理由があると認めた場合は、当該報告内容に関係する者に対して指導を行うものとする。

(受付窓口の職員の義務)

- 第10条 受付窓口の職員は、通報を受付けるに際し、面談による場合には、個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール又は電話等による場合には、その内容を他の者が見聞できないような措置等を、適切な方法で実施しなければならない。
- 2 前項の規定は、通報の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

- 第11条 この規則に定める業務に携わる全ての者は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査過程について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。この場合において、職を退いた後も、同様とする。
- 2 最高管理責任者は、通報に係る事案が外部に漏洩した場合には、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
 - 3 この規則に定める業務に携わる全ての者は、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないよう配慮しなければならない。

(通報者の保護)

- 第12条 最高管理責任者は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化又は差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 当部に所属する全ての職員（最高管理責任者を除く。以下同じ。）は、通報したことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはなら

ない。

- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報であると判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他の当該通報者に不利益な措置を行ってはならない。

(被通報者の保護)

第13条 当部に所属する全ての職員は、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高管理責任者は、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他の被通報者に不利益な措置を行ってはならない。

(悪意に基づく通報)

第14条 被通報者を陥れ、又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者、当部又は被通報者が所属する組織等に何らかの不利益を与える通報を行ってはならない。

第5章 事案の調査

(予備調査委員会の設置及び予備調査の実施)

第15条 最高管理責任者は、第8条第4項の報告を受けた場合には、予備調査委員会を設置し、通報された不正行為の疑義が生じている研究について予備調査を行わせるものとする。

- 2 予備調査委員会は、総括責任者を予備調査委員長とし、予備調査委員は、総括責任者が指名する者とする。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会の事務は、技術・国際課で処理する。

(予備調査の方法)

第16条 予備調査委員会は、通報された不正行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性その他必要と認める事項について予備調査を行う。

- 2 通報される前に取り下げられた論文等に対して予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべ

きものか否かを調査し、かつ、判断するものとする。

(本調査の決定等)

- 第17条 予備調査委員会は、通報を受付けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 2 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合において、速やかに本調査を行うか否かを決定する。
 - 3 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合には、通報者、被通報者その他必要な機関に対して本調査を行う旨通知し、本調査への協力を求める。
 - 4 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合には、その理由を付して通報者に通知する。この場合においては、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る資金配分機関又は通報者の求めがあったとき、調査を行わない理由を説明できる資料を開示するものとする。
 - 5 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、当該事案に係る資金配分機関に、本調査を行う旨を通知するものとする。

(調査委員会の設置)

- 第18条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
- 2 委員長は、総括責任者とする。
 - 3 委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とし、最高管理責任者が指名する次の各号に掲げる者とする。
 - 一 当部職員であって、役職が課長である者 若干名
 - 二 外部有識者 若干名
 - 4 委員の半数は、外部有識者でなければならない。
 - 5 調査委員会の事務は、技術・国際課で処理する。

(調査委員会構成員の通知)

- 第19条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。
- 2 前項に規定する通知を受けた通報者又は被通報者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会の委員の構成に関する異議を申し立てることができる。
 - 3 最高管理責任者は、前項の申立てがあった場合には、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係

る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の実施)

第20条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、通報された事案に係る研究活動の論文、実験・観察ノート、研究データその他資料の精査及び関係者へのヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

3 調査委員会は、被通報者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。

5 調査委員会は、被通報者から再実験等の申し出があり、その必要性を認める場合には、再実験に要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

6 前項による再実験等は、調査委員会の指導・監督のもと行うこととする。

7 通報者、被通報者その他通報に係る事案に関係する者は、本調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べる等調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第21条 本調査の対象は、通報された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第22条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料その他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 通報された事案に係る研究活動が、当部以外の研究機関で行われた場合は、調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料その他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の経過報告)

第23条 調査委員会は、本調査終了前であっても、通報された事案に係る資

金配分機関の求めに応じ、本調査の経過報告を当該資金配分機関に提出するものとする。

(本調査における研究又は技術上の情報の保護)

第24条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象となる公表前のデータ及び論文等の研究又は技術上秘密とするべき情報が、本調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第25条 調査委員会の本調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を払拭する場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続きに則って行われたこと並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の規定する場合において、再実験等を必要とするときは、第20条第5項の定める保障を与えなければならない。

第6章 不正行為等の認定

(認定の手續)

第26条 調査委員会は、特段の事情がない限り、本調査の開始日から起算して150日以内に調査結果をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合には、その内容及び悪質性、不正行為に関与した者及び関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の論文等及び当該研究における役割その他必要な事項を認定する。

2 前項に規定する期間内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、承認を受けるものとする。

3 調査委員会は、本条第1項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第27条 調査委員会は、被通報者から説明を受けるとともに、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言及び被通報者の自認等の証拠を総合的に判断して、不正行為か否か認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定す

ることはできない。

- 3 調査委員会は、被通報者の説明その他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。ただし、被通報者が、善良な管理者の注意義務を履行していたにも関わらず、その責によらない理由により、研究データ等の基本的な要素を示すことができなくなった場合及び研究データ等の不存在が各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えることによるものである場合等、正当な理由が認められるときはその限りではない。

(調査結果の通知及び報告)

- 第28条 最高管理責任者は、速やかに調査結果（認定を含む）を通報者、被通報者及び被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。この場合において、被通報者が当部以外の機関に所属しているときは、その所属機関にも通知する。
- 2 前項に規定する通知を行う場合において、通報がなされる前に取り下げられた論文等に係る本調査であって、不正行為があったと認定されたときは、取下げ等被通報者が自ら行った善後措置及びその措置をとるに至った経緯又は事情等を調査結果に含めるものとする。
- 3 最高管理責任者は、本条第1項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関に報告するものとする。

(不服申立て)

- 第29条 不正行為が行われたと認定された被通報者又は被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者（以下「不服申立人」という。）は、調査結果の通知を受けた日から起算して14日以内に、最高管理責任者に対し不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一の理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 最高管理責任者は、調査委員会に、不服申立ての審査を行わせる。
- 3 最高管理責任者は、不服申立ての趣旨が、委員の構成等、公平性及び新たに専門性に関わるものである場合には、委員を交代若しくは追加し、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項の委員は、第18条第3項及び第4項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告を行い、報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に通知するものとする。その場合にお

いて、その不服申立てが当該事案の引き伸ばし、又は認定に伴う各措置の先送りを目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以降の不服申立てを受付けないことを併せて通知するものとする。

- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、不服申立人から不服申立てがあった場合、不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときは、通報者及び当該事案に係る資金分配機関に対して通知する。

(再調査)

第30条 前条に規定する不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項の協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく再調査を打ち切ることができる。この場合において、調査委員会は、直ちに最高管理責任者にその旨を報告する。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始した日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 前項に規定する期間内に、調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、承認を受けるものとする。
- 5 最高管理責任者は、本条第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を通報者及び不服申立人に通知し、かつ、当該事案に係る資金配分機関に報告するものとする。この場合において、不服申立人が当部以外の機関に所属しているときは、その所属機関にも通知する。

(調査結果の公表)

第31条 最高管理責任者は、不正行為が行われたと認定された場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における内容は、不正行為に関与した者の氏名及び所属、不正行為の内容、当部が公表までに行った措置の内容、委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等その他必要な事項を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、不正行為が行われたと認定された論文等が、通

報がなされる前に取り下げられていた場合は、当該不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。

- 4 不正行為が行われなかったと認定された場合は、調査結果を公表しないことができる。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究に携わる者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる誤りがあった場合には、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きに規定する公表の内容は、不正行為が行われなかったこと、通報された研究者等の氏名及び所属、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法及び手続その他必要な事項を公表する。

(本調査中における一時的措置)

- 第32条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報された研究活動に係る研究資金の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 最高管理責任者は、事案に係る資金配分機関から、通報された研究活動に係る研究資金の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究資金の使用停止)

- 第33条 最高管理責任者は、不正行為に関与したと認定された者、不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究資金の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究資金の使用中止を命ずるものとする。ただし、通報がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報について不正行為が認定された場合については、この限りではない。

(不正行為に対する措置の例外)

- 第34条 第32条第1項及び第33条に規定する措置は、不正行為との通報等がなされる前に取り下げられた論文等に係る被通報者については、適用しない。

(論文等の取下げ等の措置)

- 第35条 最高管理責任者は、被認定者に対して、不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正その他必要な措置を講ずるものとする。

(措置の解除等)

第36条 最高管理責任者は、本調査の結果、不正行為が行われなかったと認定された場合には、本調査に際してとった研究資金の支払い停止措置及び証拠の保全措置等を速やかに解除するものとする。

2 最高管理責任者は、本調査の結果、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置が必要と認められた場合には、所要の措置を講じるものとする。

(雑則)

第37条 この規定に定めるもののほか、不正行為の防止等に関し必要な事項は、別に定める。